**〇販売主任者の選任区分と必要な資格、経験について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 販売所の区分 | ガスの種類、経験 | 資格 |
| アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所 | アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン  上記の高圧ガスのうち、１種類以上について製造又は販売に関する６月以上の経験 | 甲種化学責任者免状  乙種化学責任者免状  甲種機械責任者免状  乙種機械責任者免状  第一種販売主任者免状  上記免状いずれかの免状交付を受けているもの |
| アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所 | アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素  上記の高圧ガスのうち、１種類以上について製造又は販売に関する６月以上の経験 |
| アセチレン、水素及びメタンの販売所 | アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びメチルエーテル  上記の高圧ガスのうち、１種類以上について製造又は販売に関する６月以上の経験 |
| 塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所 | 亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン  上記の高圧ガスのうち、１種類以上について製造又は販売に関する６月以上の経験 |
| 酸素（スクーバダイビング呼吸用のガスであって、当該ガス中の酸素の容量が全容量の40％未満のものを除く。）の販売所 | 酸素の製造又は販売に関する６月以上の経験 |